

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、その翌日)

一 農業近代化資金の利子補給率を次のとおり改定することとした。  
(第二条、附則第三項・第六項、別表関係)

## 目次

### ◆規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(農地経済課)

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(水産課)

鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県漁業經營安定資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

### ◆公布された規則のあらまし

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

						資金の区分		農業協同組合等が農業を営む者に貸し付ける場合	利子補給率(年・パーセント)
								農業協同組合が農業を営む者に貸し付ける場合	利子補給率(年・パーセント)
資 金 の 区 分	現 行	改 正 後	資 金 の 区 分	現 行	改 正 後	資 金 の 区 分	現 行	改 正 後	資 金 の 区 分
(一) 農舍等の改良、造成又は取得に必要な資金			(一) 農機具の取得に要する資金			(一) 農業経営を自ら行う青年に貸し付ける			(一) 農業経営を自ら行う青年に貸し付ける
(二) 農機具の取得に要する資金			(二) 農業経営を自ら行う青年に貸し付ける			(二) 農業経営を自ら行う青年に貸し付ける			(二) 農業経営を自ら行う青年に貸し付ける
(三) 果樹等の植栽又は育成に要する資金			(三) 果樹等の植栽又は育成に要する資金			(三) 農村における環境の整備のために必要な資金			(三) 農業経営を自ら行う青年に貸し付ける
(四) 牛等の購入又は育成に要する資金で知事が指定するもの			(四) 牛等の購入又は育成に要する資金で知事が指定するもの			(四) 農村における環境の整備のために必要な資金			(四) 農業経営を自ら行う青年に貸し付ける
(五) 畜産施設等の改良、造成又は取得に必要な資金			(五) 畜産施設等の改良、造成又は取得に必要な資金			(五) 農村における環境の整備のために必要な資金			(五) 農業経営を自ら行う青年に貸し付ける
(六) 農地又は牧野の改良、造成又は育成に要する資金			(六) 農地又は牧野の改良、造成又は育成に要する資金			(六) 農地又は牧野の改良、造成又は育成に要する資金			(六) 農業経営を自ら行う青年に貸し付ける
(七) その他知事が特に必要と認めて指定する資金			(七) その他知事が特に必要と認めて指定する資金			(七) その他知事が特に必要と認めて指定する資金			(七) 農業経営を自ら行う青年に貸し付ける
(八) 農業経営を自ら行う青年に貸し付ける			(八) 農業経営を自ら行う青年に貸し付ける			(八) 農業経営を自ら行う青年に貸し付ける			(八) 農業経営を自ら行う青年に貸し付ける
(九) 村貸し畜産経営による公害を防止するための利子補給をする場合(市町に限る。)			(九) 村貸し畜産経営による公害を防止するための利子補給をする場合(市町に限る。)			(九) 村貸し畜産経営による公害を防止するための利子補給をする場合(市町に限る。)			(九) 村貸し畜産経営による公害を防止するための利子補給をする場合(市町に限る。)
三・二	三・〇七五	二・四五			二・六		二・四五		二・四五
三・一	三・〇	変更なし			変更なし		変更なし		変更なし
			一・九五		二・六		一・九五		一・九五
			二・二五		変更なし		二・二五		二・二五
			〇・八五		一・五		〇・八五		〇・八五
			変更なし		一・二		変更なし		変更なし

(4) るパ○貸 。1・し肥育 牛の飼養規 模の利子補 給をする年〇市 町行う場合に二 者が者限五年に 。(付) る。(付)	(4) る農機具等を 低減を共同利 用して農業の 経費の低減等 を図る。1・セ ントパ○に掲 げる資金(現行 年〇市町行う 場合に二年が 限五年)。1・(付) る。(付)	(4) ある地内に果 樹農業の振興 を図る。1・セ ントパ○に掲 げる資金(現行 年〇市町行う 場合に二年が 限五年)。1・(付) る。	(4) 資貸し付け る場合に二年 が限五年)。1・ セントパ○に掲 げる資金(現行 年〇市町行う 場合に二年が 限五年)。1・(付) る。	(4) 資貸し付け る場合に二年 が限五年)。1・ セントパ○に掲 げる資金(現行 年〇市町行う 場合に二年が 限五年)。1・(付) る。	(4) 資貸し付け る場合に二年 が限五年)。1・ セントパ○に掲 げる資金(現行 年〇市町行う 場合に二年が 限五年)。1・(付) る。	(4) 資貸し付け る場合に二年 が限五年)。1・ セントパ○に掲 げる資金(現行 年〇市町行う 場合に二年が 限五年)。1・(付) る。
三・〇七五		三・〇七五		三・一五	三・〇七五	三・六二五
三・〇		三・〇		三・〇七五	三・〇	三・四七五
		二・二七五		二・二七五		
		二・四二五		二・四二五		
		一・一七五		一・一七五		
		一・〇一五		一・〇一五		

## ◇鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 農業近代化推進資金の貸付利率の上限を次のとおり引き下げることとした。(別表関係)

- 二 1 この規則は、公布の日から施行することとした。  
2 所要の経過措置を講ずることとした。

(イ) 地域農業総合整備計画(水田農業の確立を目的として作成された計画に限る。)に即して行われる事業で、転作を行つる場合に限る。(市町村がから四〇まで又は五年〇七五(セント)の利子補給をする場合に限る。)	三・一五	二・六	(イ) 農業者の肥育牛の飼養規模の拡大等による貸し付け(一七五(セント)の利子補給をする場合に限る。)
	三・〇七五	変更なし	
二・三二五	二・〇五		
二・四七五	二・三五		一・一七五
一・二二五	〇・九五	変更なし	一・〇一二五
一・〇七五			

金整備施設環			備能保資設増健機			金整通加工備施工資設流			区		花き栽培振興資金		資金の種類	
									分				現行	
									貸付利率の上限(年・パー		利子補給率(年・パーセント)		現行	
									セント)				現行	
農業協同組合等への貸付金	農業協同組合等以外	大企業への貸付金	金の以大貸付へ企業	金の以大貸付へ企業	金の以大貸付へ企業	大企業への貸付金	金の以大貸付へ企業	金の以大貸付へ企業	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
四・八五	四・三五	五・四	四・八五	二・七の部	二・七の部	二・七の部	二・七の部	二・七の部	四・八	四・六五	五・三	五・三	四・一五	四・一五
四・二五	四・〇	四・九五	四・八	四・二五	四・二五	四・二五	四・二五	四・二五	五・二	五・〇五	四・六五	四・六五	一・九五	一・九五
二・〇五	二・六	一・五五	一・五	二・〇五	二・〇五	二・〇五	二・〇五	二・〇五	一・三	一・二五	一・二五	一・二五	〇・五五	〇・五五
一・三五	変更なし	一・六五	一・八	二・三五	二・三五	二・三五	二・三五	二・三五	一・四	〇・二	〇・一五	〇・一五	〇・五五	〇・五五
〇・九五	一・五	〇・四五	〇・四	〇・九五	〇・九五	〇・九五	〇・九五	〇・九五	変更なし	利子補給を行わない	変更なし	変更なし	〇・五五	〇・五五
変更なし	一・二	〇・二五	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし						

◇鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則  
一 中山間地域活性化資金に係る貸付利率の上限及び県の利子補給率を次のとおり改定することとした。(別表関係)

2 所要の経過措置を講ずることとした。

二一 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業近代化資金の利子補給率を次のとおり改定することとした。(別表関係)

資 金 の 種 類	現 行	改 正 後	利 子 補 給 率 (年・パーセント)	
			漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合	農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合
上 百 十 ト ン (中 型 以 上) 漁 船 に あ つ る い う て き 總 ト ン 数 (百 三十) 漁 船 の 資 金 額	一・五五	一・八五	漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合	農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合
上 百 十 ト ン (中 型 以 上) 漁 船 に あ つ る い う て き 總 ト ン 数 (百 三十) 漁 船 の 資 金 額	一・五五	一・三五	漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合	農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合
上 百 十 ト ン (中 型 以 上) 漁 船 に あ つ る い う て き 總 ト ン 数 (百 三十) 漁 船 の 資 金 額	一・六五	一・五六	漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合	農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合
上 百 十 ト ン (中 型 以 上) 漁 船 に あ つ る い う て き 總 ト ン 数 (百 三十) 漁 船 の 資 金 額	一・八五	一・八五	漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合	農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合
上 百 十 ト ン (中 型 以 上) 漁 船 に あ つ る い う て き 總 ト ン 数 (百 三十) 漁 船 の 資 金 額	一・八五	一・五五	漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合	農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合
上 百 十 ト ン (中 型 以 上) 漁 船 に あ つ る い う て き 總 ト ン 数 (百 三十) 漁 船 の 資 金 額	一・八五	一・八五	漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合	農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合
上 百 十 ト ン (中 型 以 上) 漁 船 に あ つ る い う て き 總 ト ン 数 (百 三十) 漁 船 の 資 金 額	一・六五	一・六五	漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合	農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合
上 百 十 ト ン (中 型 以 上) 漁 船 に あ つ る い う て き 總 ト ン 数 (百 三十) 漁 船 の 資 金 額	一・八五	一・八五	漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合	農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合
上 百 十 ト ン (中 型 以 上) 漁 船 に あ つ る い う て き 總 ト ン 数 (百 三十) 漁 船 の 資 金 額	一・八五	一・八五	漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合	農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合
上 百 十 ト ン (中 型 以 上) 漁 船 に あ つ る い う て き 總 ト ン 数 (百 三十) 漁 船 の 資 金 額	一・六五	一・六五	漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合	農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合

二一 この規則は、公布の日から施行し、平成五年六月四日から適用することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業經營維持安定資金に係る貸付利率の上限を年四・〇パーセント（現行年四・三パーセント）に引き下げるのこととした。  
(第二条関係)

二一 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業經營安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業經營安定資金に係る資付利率の上限を年四・六五パーセント以内（現行年四・九五パーセント以内）に引き下げるることとした。 (第二条関係)

二一 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第三十九号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則  
鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「年〇・六二五パーセント」を「年〇・五五パーセント」に、「年三・〇七五パーセント」を「年三・〇パーセント」に改め、同条第三項中「年〇・五パーセント」を「年〇・四四パーセント」に、「年三・一パーセント」を「年三・一一パーセント」に改め、同条第四項中「年一・一七五パーセント」を「年一・〇二五パーセント」に、「年三・六二五パーセント」を「年三・四七五パーセント」に改め、同条第五項中「年〇・六二五パーセント」を「年〇・五五パーセント」に、「年三・〇七五パーセント」を「年三・〇パーセント」に改め、同条第六項中「年〇・五五パーセント」を「年〇・四七五パーセント」に改め、同条第七項中「年〇・三二五パーセント」を「年〇・一七五パーセント」に、 「年二・二七五パーセント」を「年二・四二五パーセント」に改め、同条第八項中「年〇・三二五パーセント」を「年〇・一七五パーセント」に、「年一・一七五パーセント」を「年一・〇二五パーセント」に改め、同条第九項中「年〇・六二五

「ペーセント」を「年〇・五五ペーセント」に、「年三・〇七五ペーセント」を「年三・〇ペーセント」に改め、同条第十項中「年〇・三二五ペーセント」を「年〇・一七五ペーセント」に、「年二・二七五ペーセント」を「年二・四二五ペーセント」に改め、同条第十一項中「年〇・三二五ペーセント」を「年〇・一七五ペーセント」に、「年一・一七五ペーセント」を「年一・〇二五ペーセント」に改め、同条第十二項中「年〇・六二五ペーセント」を「年〇・五五ペーセント」に、「年三・〇七五ペーセント」を「年三・〇ペーセント」に改め、同条第十三項中「年〇・三二五ペーセント」を「年〇・一七五ペーセント」に、「年一・一七五ペーセント」を「年一・〇二五ペーセント」に改める。

附則第三項中「年一・九五ペーセント」を「年二・二五ペーセント」に、「年二・〇五ペーセント」を「年二・三五ペーセント」に改める。

附則第四項中「年〇・五五ペーセント」を「年〇・四七五ペーセント」に、「年三・一五ペーセント」を「年三・〇七五ペーセント」に改める。

附則第五項中「年〇・二七五ペーセント」を「年〇・一二五ペーセント」に、「年二・三二五ペーセント」を「年二・四七五ペーセント」に改める。

附則第六項中「年〇・二七五ペーセント」を「年〇・一二五ペーセント」に、「年一・二二五ペーセント」を「年一・〇七五ペーセント」に改める。

別表第一号から第四号までの規定中「年一・九五ペーセント」を「年一二五ペーセント」に改め、同表第五号中「年一・五ペーセント」を「年一・二ペーセント」に改め、同表第六号及び第七号中「年一・九五ペーセント」を「年二・二五ペーセント」に改める。

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県規則第四十号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「年四・四五ペーセント」を「年四・一五ペーセント」に改める。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県規則第四十一号

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「年五・三パーセント」を「年四・六五パーセント」に、「年一・六パーセント」を「年一・九五パーセント」に、「年〇・五パーセント」を「年〇・五五パーセント」に、「年五・六五パーセント」を「年五・〇五パーセント」に、「年一・二五パーセント」を「年一・五五パーセント」に、「年五・六パーセント」を「年五・二パーセント」に、「年一・三パーセント」を「年一・四パーセント」に、  
〔年〇・二パーセント〕を

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県規則第四十二号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「年一・五五パーセント」を「年一・八五パーセント」に、「年一・七セント」を「年一・八パーセント」に、「年五・三五パーセント」を「一・三五パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・九五パーセント」を「年一・二五パーセント」に改める。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

#### 附 則

「年〇・四五パーセント」を「年〇・二五パーセント」に、「年四・三パーセント」を「年四・〇パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・二パーセント」に改める。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - 2 この規則による改正後の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成五年六月四日から適用する。
  - 3 平成五年六月四日前にこの規則による改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の規定により貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。
- 鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
- 平成五年六月十四日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 鳥取県規則第四十三号
- 鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
- 規則第六十九号)の一部を次のように改正する。
- 第一条第一号中「年四・三パーセント」を「年四・〇パーセント」に改める。
- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則第三条第一項の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承諾が行われている漁業經營安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業經營安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業經營安定資金利子補給規則(昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年四・九五パーセント」を「年四・六五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則第三条第一項の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承諾が行われている漁業經營安定資金については、なお従前の例による。